線量限度

国際放射線防護委員会 (ICRP) 勧告と国内法令の比較

	職業被		とばく 公衆被ば		ばく
		国際放射線 防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防止に 関する法令 (日本) 平成24年3月時点	国際放射線 防護委員会 (ICRP) 2007年勧告	放射線障害の防 止に関する法令 (日本) 平成24年3月時点
実効線量の 線量限度		定められた5年間の 平均が20mSv いかなる1年も 50mSvを超えるべき でない	勧告に同じ	1mSv/年(例外的に5年間の平均が年あたり1mSvを超えなければ、単一年に限度を超えることが許される場合がある)	線量限度の規定 はない(事業所 境界の線量限度、 排気排水の基準 は1mSv/年を基 に設定してい る)
等価線 量限 度	眼水晶体	150mSv/年	150mSv/年	15mSv/年	_
	皮膚	500mSv/年	500mSv/年	50mSv/年	_
	手先、 足先	500mSv/年			
職業人 (女子の場合) の線量限度		妊娠の申告以降の妊娠期間に胎児の等価線量(子宮内被ばく)が1mSvを越えないようにする	5mSv/3月 妊娠の事実を知った 後、出産まで 腹部表面の等価線量 限度2mSv 内部被ばく1mSv		

mSv: ミリシーベルト